○国厚生労働省交通省告示第一号

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第百五号）第八条第一項の規定に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を次のように定め、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成二十年厚生労働省交通省告示第一号）は廃止する。

平成二十五年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

目次

第１　はじめに
第２　ホームレスに関する現状
　１　ホームレスの現状
　２　ホームレス対策の現状
第３　ホームレス対策の推進方策
　１　基本的な考え方
　２　各課題に対する取組方針
　３　ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針
　４　総合的かつ効果的な推進体制等
　５　基本方針のフォローアップ及び見直し
第４　都道府県等が策定する実施計画の作成指針
　１　手続についての指針
　２　実施計画に盛り込むべき施策についての指針
　３　その他

第１　はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年８月に成立したホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務として、当該目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、平成15年及び19年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成15年７月及び20年７月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定し、地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

平成24年１月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）によれば、路上等におけるホームレスの数については、全国で9,576人が確認され、平成15年１月に実施された同全国調査の時点から15,720人減少しており、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、ホームレスが大幅に減少してきている。一方、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えられる。

このような状況の下、平成24年６月には、10年間の限時法であった法の期限がさらに５年間延長されたことにより、引き続き法に基づく基本方針を策定し、総合的な施策の推進を図ることとなった。

本基本方針は、法の趣旨、平成24年に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針について国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第２　ホームレスに関する現状

１　ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成15年よりすべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については平成15年、平成19年及び平成24年の概ね５年毎に抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を実施している。

⑴　ホームレスの数

ホームレスの数については、平成24年概数調査によれば、9,576人となっており（ただし、福島県内の９町村については東日本大震災の影響により未実施。）、平成15年概数調査の25,296人と比べて、15,720人（62.1％）減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で2,417人（平成15年概数調査においては7,757人）、次いで東京都が2,368人（同6,361人）となっており、この両都府において全国の約半数を占めている。さらに、市町村別では、全1,742市町村のうち424市町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上は３自治体（平成19年概数調査においては７自治体）、100人以上は16自治体（同35自治体）であるのに対し、10人未満は319自治体（同380自治体）と約４分の３を占めている。

⑵　ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成24年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市（仙台市を除く。）及び平成23年概数調査において50人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,300人を対象に個別面接調査を行った。

ア　年齢

ホームレスの平均年齢は59.3歳（平成19年生活実態調査では、調査客対数が異なるものの平均年齢は57.5歳）であり、また、年齢分布については65歳以上が29.0％（同21.0％）となっており、ホームレスの高齢化が一層進んでいる。

イ　路上（野宿）生活の状況

㋐　生活の場所については、生活の場所が定まっている者が83.6％であり、このうち、「公園」が29.7％、「河川」が29.1％となっている。

㋑　路上（野宿）生活期間については、３年未満が37.0％であるのに対し、５年以上は47.0％（10年以上は27.0％）となっている。これを年齢階層別にみると、高齢層（60歳以上の者をいう。以下同じ。）ほど期間が長期化する傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が33.6％となっている。また、路上（野宿）生活の期間と今後希望する生活との関係をみると、路上（野宿）生活期間が長くなるほど「今のままでいい」と回答した者の割合が高くなる傾向にあり、路上（野宿）生活期間が３年以上の者では、その割合は38.8％となっている。

一方、今回の調査における路上（野宿）生活期間が１年未満である者の33.2％が、５年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在が一定程度みられた。

㋒　仕事については、全体の61.0％が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が77.8％を占めている。仕事による平均的な収入月額については、１万円以上３万円未満が34.1％と最も多く、次いで３万円以上５万円未満が30.2％となっており、平均収入月額は約3.6万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても56.8％が収入のある仕事をしている。このように、高齢層ほど路上（野宿）生活が長期化する傾向は、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていることへの自負もその背景にあると考えられる。